注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．厚生年金保険給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第35条第３項、財会省令第19条及び附則第４項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、厚生年金保険給付積立金として計上して整理しております。

２．経過的長期給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項、財会省令第19条及び附則第５項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、経過的長期給付積立金として計上して整理しております。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	厚生年金勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
投資不動産	厚生年金勘定で保有する医療施設の土地
長期貸付金	厚生年金勘定から他勘定へ貸付した資金
子ども・子育て拠出金預り金	厚生年金勘定を通じて厚生労働省へ納付する学校法人からの預り金
厚生年金保険給付積立金	厚生年金勘定の厚生年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
経過的長期給付積立金	厚生年金勘定の職域年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
基礎年金拠出金	基礎年金制度を運営するため、被用者年金各制度がそれぞれの第２号被保険者および第３号被保険者の合計数に応じて按分負担する費用
厚生年金拠出金	厚生年金制度を運営するため、各実施機関から拠出する費用
事業費国庫補助金収益	国から年金給付事業を行う厚生年金勘定に対して交付される補助金
都道府県補助金収益	都道府県から私学事業団の共済業務にかかる厚生年金給付事業に要する費用について交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

厚生年金保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金及び預金は信用リスクを内包しております。長期性預金は、長期的な観点から資産構成割合をさだめることにより、主に国内外の株式、債券等で構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令や管理運用の方針等に基づき適切に管理するとともに、その実施状況を定期的に共済運営委員会等に報告しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	4,297,379,244,211	5,674,856,605,267	1,377,477,361,056

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	―	5,618,281,910,546	56,574,694,721	5,674,856,605,267

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。なお、オルタナティブ資産等の時価については、市場では観察できないインプットを用いて算出されていることから、レベル３に分類しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,019,770,517,043円
自己収入等	△1,234,679,025,279円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 214,908,508,236円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動に伴う保険料還付等により6,579,578円、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により105,720,623円を計上しております。